

大牟田市本庁舎等、本庁舎南別館及び本庁舎北別館で使用する電力の仕様書

1 概要

(1) 需要場所

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

(2) 用途

大牟田市本庁舎等、本庁舎南別館及び本庁舎北別館で使用する電力

2 仕様

(1) 電力供給条件

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 6,000V

ウ 計量電圧 6,000V

エ 標準周波数 60Hz

(2) 契約電力・予定使用電力量

ア 予定契約電力及び予定使用電力量は別紙2「予定契約電力及び予定使用電力量」のとおりとする。

イ 使用電力量及び最大需要電力の実績は別紙3「使用電力量及び最大需要電力の実績値」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和3年10月1日0時から令和4年9月30日24時まで
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 電力計の検針

自動検針装置 有

(5) 需給地点及び電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。

(6) 計量地点

大牟田市が設置した受電用変圧器の一次側

(7) 検針方法等

毎月末日の24時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を市に通知するものとする。

料金は、「大牟田市本庁舎等」、「本庁舎南別館」、「本庁舎北別館」に分けて請求すること。請求時には、請求書に施設毎の内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等)を添付すること。(紙、エクセル、CSV形式等の電子データ)

3 その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電力料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区のみなし小売電気事業者が定める供給条件等による。

なお、入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(2) フリッカ発生機器等で電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

(3) 太陽光発電設備を有する施設は別紙1「需要場所等一覧」のとおりとする。

(4) 自家発補給電力、融雪用電力の契約及び予備電源はありません。